司法書士法教育ネットワーク第4回定時総会・記念研究会 ゆるやかに、気長に、楽しく5年間 ~法律専門家と学校・教師の対話~ (5-5)

2012年6月17日(日)午後1時30分~午後4時45分 京都司法書士会会館 にて

登壇者: 小牧美江氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局長

竹中秀治氏 京都府立東稜高等学校教諭

浅井 健氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局次長

平野次郎氏 司法書士 大阪司法書士会 松本榮次氏 西宮市立上ヶ原南小学校教諭

進行役: 古川百合香氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局

(5)

全体討論:各地からの報告/質疑応答、他

古川 では、ここからは、会場のみなさんにも参加していただき、会場討論の時間とさせていただきたいと思います。今日は、近畿だけでなく、全国各地からお越しいただいているのですけれども、せっかくの機会ですので、会場の方でどなたか発言をしたいという方、いらっしゃいませんでしょうか?

では、大阪司法書士会の大野さん、どうでしょうか?

大野

大阪司法書士会の大野栄司と申します。現在、法教育推進委員会の委員長をさせてもらっています。大阪会の取り組みはといいますと、7年~8年位前から法教育活動を継続的にしておりまして、昨年度は38校に講師を派遣して継続してやっております。先程、平野さんから教材が古すぎると。大阪会の教材が古すぎるとの大阪会の教材が古すぎるとの大阪会の教材が古すぎるとの大阪会の教材が古ずるから何とかしてくれということだったんですけれど。現在、法律講座の教材の改定を準備しております。消費者関係、クレジットカード等の消費者法の改正をするりますので、そのへんについては、委員会の方で検討して準備をしております。それと、今年、新たな試みといいますか、ある大阪のある学校で教員高な形で、今年からそのコースができたんですけれども。今、高校1年生のその子たちが2年生になった時に、是非、司法書士の方に登壇していただきたいと、大阪の法教育推進委員会の方に言われまして、将来、教師になる方々ですから、法的なエッセンスを注入できればと思いまして、今、委員会の方で内容について取り組んでいます。来年からですので、来年の記念研究会では報告できるかと思っています。以上です。

古川 ありがとうございました。

では、宮城からお越しの草野さん、お願いできますでしょうか。

草野

こんにちは。宮城県、仙台で司法書士をしている草野哲也です。宮城県司法書士会の法教育の活動といいますと、規模は大きくないのですが、年間 10 校くらい、主に高校3年生を対象にやっています。

その中の一つ、農業高校の分校なのですが、そこは6年~7年連続して行かせていただいていて、行くと「翌年もお願いしますね」と言っていただいて帰ってくるという状態になっています。先ほどのお話で、みなさんがおっしゃっていたように、リピーターといいますか、継続して積極的に取り組むと、いろいろと深みのある講座ができるのかなと思いました。

まず先に、皆さんにお話をする前に、皆さんにお礼を申し上げなければならないのかなと思っておりました。昨年の震災以降、あらゆるところからご支援いた

だきまして、本当に助かりました。ありがとうございました。それで、我々司法 書士としても、法律相談を含めて沿岸部の支援に今、必死にやっているところで あります。そんな中で沿岸部も学校はあるわけです。聞かれたことがあると思い ますが、南三陸町のように、町全体が津波で飲み込まれてしまったというところ もあります。そこで、唯一良かったなと思うのが、南三陸町の志津川地区は、小 中高ともに山の上にあったということです。だから、そこで子どもたちは殆ど助 かっています。その南三陸町にある高校、志津川高校というのですが、その高校 から昨年秋、法律講座の依頼がきたのです。夏まで内陸部にみんな引っ越して授 業をしていたのですが、8月に戻ってきて、じゃあやってくれって、依頼が来た のです。そういったときに、お父さん、お母さんを含めて、今、敢えてお父さん、 お母さんと言いますが、津波に流されてしまったケースがあるのです。 だからこ そ、「おうちの方」という表現をしなければいけないことがあるのです。そうい う点でも、今後、講座でも、配慮が必要だと、今日、お話を聴いていて痛感させ られました。

そんな中でも、我々に「来てくれて、本当にありがたかった」と学校の先生に 言われました。これだけいろいろ職場も奪われて、全てが壊れた中、何にもない 中で、就職希望者全員内定いただきましたと、喜びのお手紙をいただきました。 我々司法書士は、そういう中で、先生方と、今ある問題を共有して取り組むとい うことができました。法教育という場面ではありますけれども、そういう先生方 と取り組めたということで、この一年、ある意味で勉強させてもらったというこ とです。

法教育の「解釈のちから」という教材を見させてもらって、松本さんのお話を 聞いて、うちの兄も小学校の教員をやっていますので、もう一つ買って帰ろうか と思っています。

古川 草野さん、ありがとうございました。宮城の現場の声を届けていただきました。 ありがとうございました。

広島の沖本さん、よろしいでしょうか?

広島司法書士会の沖本真由美です。現在、ネットワークの西ブロック長をさせ ていただいております。広島司法書士会では、毎年、親子法律教室というのを年 1回開催しておりまして。23 年度は3回目ということなんですが、このネット ワークにも後援をいただいている事業です。対象は、小学校3年~5年生まで。 広島県内すべての小学生にご案内をさせていただいて。司法書士会の会館を使っ てやらせていただいているのですけれども会場のキャパの問題があるので、保護 者、子どもさん双方を合わせて 30組 60名。前年度は3月31日という、司法書 士にとってはありえないような日程でさせていただきました。

「対話」というキーワードなんですが。広島では情報交換会というものをずい ぶん前からやっています。高校の先生、大学の先生、法教育に関心のある方と、 情報交換を定期的にさせていただいてます。去年の親子法律教室については、高 校の先生に第一部の司会進行をお願いしました。司法書士は、残念ながら、普段 子ども達と接する機会もあまりないため、子どもたちの視点にたって話を進めて いくというところに慣れていないところもあります、もちろん広島司法書士会で は高校にも(出張講座に)行っているのですが、高校の先生や大学の先生など、 実際に生徒さん、普段から子どもさんに接している先生は、やはり視点が違うな と、思ったところがありとても勉強になりました。小学校3年~5年という学年 設定の基準は、開催時期が3月31日というところに起因しています。6年生を 対象にすると法律教室直後中学生に進級となってしまうので、事実上は、4月か らは4年生~6年生に進級する児童さんが対象ということです。

実際に司会進行をしていただいた高校の先生とは、かなり打ち合わせをし、内

沖本

容は随分検討しました。今回の法律教室は、私法の「契約」「約束ごと」をテーマにしたのですけど、司法書士の提案に対しても「DVD視聴後いきなりワークをやったら、参加している児童はまずわかっていませんよ」という意見をいただいたり。ようは、振り返りですね。DVDで録画したものを子どもたちに見てもらって、その後で内容を一旦振り返り確認しないと、頭の中が整理できていないから、かならず振り返りが必要だ等、いろいろな意見をいただきました。

当日は見学していただいた方からも意見をいただきました。ワーク内容は1つのグループが、子ども4人~5人、6グループ。ワークシートで作業をしてもらうので、必ず司法書士を1テーブルに1人つけて、子どもたちの様子を確認しながら進めていく形をとったのですが、テーブルごとの司法書士のキャラがありまして。テーブルについている司法書士は必死なんですけれども、実際に子どもたちにすごく意識が向き子どもと目線も一緒の司法書士がいる一方、腕を組んで上から見ていた司法書士もいたなどの感想がありました。こういう法律教室は、普段、司法書士にはあまりない「子どもたちと接する」という側面もあります。まだまだ改善点があるかなと感じました。そして、やはり司法書士だけでやろうと思ったら、どうしても難しい方、難しい方へといってしまったりするのですが、そこを、高校の先生とか、大学の先生とか、通常子どもさんと関わっている方と一緒に進めさせていただくことで、本当に子どもたちにわかりやすい法律教室が作っていけたのかなと思います。

古川 沖本さん、ありがとうございました。 質問用紙も配らせていただいていますが、質問のある方は?

- 会場A (司法書士)Q:法律講座の案内を各学校に配布されていると思うが、これは各学校に配布されているのか。それとも教育委員会に一括して送付して、それから各学校に配布されているのか?
- 浅井 京都(司法書士会)の方では特に教育委員会は通さず、京都府下の全高等学校と大学に一斉送付させていただいております。教育委員会を通して、トップダウンでさせていただいたらどうかという動きさせてもらっているんですが、なかなかうまく入り込めていないというのが現状です。
- 会場B (司法書士)Q:高校に案内を出すときの宛名について。「 高校御中」と書けば、おそらく校長先生の所にいって、大量の資料の中に紛れるんじゃないかとか、そんな不安があるんですが、そこのところはどうされているのでしょうか?
- 浅井 学校長あてとPTA会長様あてで、連名でだしています。教職員・保護者向けの案内も一緒に書かせていただいているので。子どもたちだけでなく、PTAも対象にしますということで、PTA会長にも校長と連名で2通ずつ出しています。PTAからも、実際に依頼が来ています。
- 古川 ありがとうございました。他に何か質問があれば・・・。
- 会場C (司法書士)Q:講座を実施する学校で、なるべく生徒さんに関心を持ってもらうには面白い話をしなければならないと思うあまり、一部の講師が、インターネットトラブルの話の中で「(学校の)先生たちも見ることありますよね」と言ってしまったとか、お酒を飲んだ時のことをしゃべってしまって、(未成年の)飲酒を容認するのかとか、きついクレームが来たということがあった。これは話してはいけないという基準、事例があれば、参考のためにお伺いしたい。

竹中

一般的に、社会常識の問題なので、どこで(話すとして)も一緒だと思いますけど。高校に限らず、学校が嫌がるのは、宗教・政治ですね。いずれにせよ、私たちが学校で生徒を、いわば権力づくでそこに座らせて話を聞かせているその背景にあるのは何かというと、「教育の中立性の担保」というものがあります。それを侵害する話はいかんでしょうね。公立学校では、宗教教育が禁止されていますので、それに関するものは言葉を選んでいただく必要がある。法律で決められている範囲と内容と、それから社会的な常識ですね。その範囲の内容で話していただいていれば問題ないかと思います。

浅井

補足で、京都(司法書士会)で注意しているのは、クレジットカードの説明をするときに、どちらかというと、使うなと、批判的になってしまうケースがあるんですが。やはり、いいものである、便利なものであるということは伝えながら、します。なぜなら、そこに勤めておられる親御さんがおられるケースもあるんで、これは悪だよという伝え方はしないようにしています。使い方によっては、こういうリスクもあるんだよという形で注意をするようにしています。

松本

発言がまずいということで、補足します。法的にまずいことを容認するような形で言うとまずいので、法に触れないような形で言うことが大切です。言ってしまったらそれが全部、「公に言った」ということになりますので、まずいなと思います。もう一つは「発達段階」への配慮ですね。さっき、アダルトサイトの話がありましたけど、私の学校は小学校ですので、発達段階に応じて、考えて話さないとまずいかなと思います。

会場D

私は、児童養護施設の法律講座で、児童養護施設によく行っている。児童養護施設では、保護者とかお父さん、お母さんと、そういう言葉はやめてほしいといわれることがある。というのは、施設に入る子は、親御さんがいない子どもたち、また虐待を受けた子どもたちが、結構な数いるので、たとえば保証人の話をするときにはどうしても、お父さん、お母さんという言葉ができきやすいが、そういう時は別の事例を出してというようにしている。ただ、それもケース・バイ・ケースで、別の児童養護施設の方は、それも人生経験で、社会にでたら必ずそういう話は出てくるから、何も気を遣わなくて話してくれ、と言われる方もいる。一概には言えないが、そういうことには注意するべきかと思う。

平野

先程の続きになると思うのですけれども。事前の打ち合わせが大事じゃないのかと思います。こんな話をして大丈夫ですかとか、これは言ったらいけないということがあればと、事前に確認しておけば、学校ごとのタブーももしかしたらあるかもしれませんので。

会場E

(高校教員)Q:消費者問題でも、家族の問題でも、クレジットカードの話でも、そこに勤めている人がいるとか、消費者問題とかDVの問題では被害者がいるかもしれないということを意識して授業をしている。教室に、被害者がいるというときに、ここに注意した方が良いというところがあれば、教えていただきたい。たとえば、こうした言い方をすると、消費者被害にあった子どもさんとか家族に対して言いすぎかなとか。自分で授業をしながらも微妙なところがあるので、教えて頂けたら。

浅井

なかなか難しいところがあって、そのあたりはどこまでの線で言えばいいのかというのは、非常に悩みますよね。消費者被害にあって、自己破産なされる方とかいらっしゃって。やっぱり自分の親御さんとか、自己破産をされている方がいらっしゃると思うのですが。まあ、消費者救済の一つの方法として自己破産とい

うのがあって、という話はさせていただくんですけれども。自己破産はなるべくしてなったというような、そういったことは絶対言わないです。消費者救済の一つの手段として、自己破産というのがあるんだよというのは、お伝えするんですが、正直難しいです。

小牧

私はDVの授業をすることがあるんですが。実際に被害にあっている人に、被害にあっているんだということに気が付いてほしいとか、それから、友達が被害にあっているんだと気付いてほしいとか、そういうことで授業を進めています。被害にあっている人にその人に責任があるんだよとか、駄目な人なんだよというようなメッセージを送ってしまうと、それは、その先につながりませんよね。たとえば、暴力をふるわれていることに対しては、誰に対しても、暴力を振るわれていれたなんて一人もいないんだというメッセージを送るということ。それで被害を受けている人を助けていく仕組みがある、法律・制度があるということを伝えて、相談しても大丈夫なんだよということに気づいてもらう。あるいは、相談しても大丈夫なんだよというメッセージを伝えてもらう、ということをわかってもらうことが大事かなと。

消費者被害も同じで、被害にあっているということに気づいてもらって、「私は被害にあっていたんだ」、あるいは「家族が被害にあっていたんだ」というときに、じゃあ、この先どうしたらいいんだろう、次に同じことがあったらどう考えたらいいんだろうということを、講座の中から、「原則から考える」ことをつかみ取っていただくこととか、先程もコミュニケーション能力という話がありましたけれども、「私は被害にあっていたんだ」と、今日、帰りに先生に質問してから帰ってみようと、行動してもらう力が出てきたら、それが一番いいんじゃないか」と、そこで引いてしまうのではなくて、むしろそこでメッセージがキャッチできるような講座ができたらいいなと思っていますし、特に、DVのよらな被害が予想されるような被害でしたら、実施校の先生にお願いをして、例えば、「授業が終わってから1時間だけ残りますから、相談がある人は来てください」というようなお願いをして、そんなアナウンスをして工夫してやっていますので、また参考にしていただけたらどうかなと思います。

古川 ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

竹中

社会科の教師ですので、一般的に、授業をしていてそういう話がすごく多いので、非常に気を付けている。私が一番気を付けているのは、生活保護について話をした時に、一番気を使いました。社会的なシステムとか仕組みとか、あるいは事実をしっかりと伝えるということが重要かなと思います。さきほどの自己破産の話でもそうですなんですけど、あるいは消費者金融の話でもそうなんですけど。だまされた人が悪いとか、破産するのはどんくさいからだというふうなメッセージは絶対送らない。そういう「事実であること」と、「善悪」という価値判断を結び付けない。善悪だの、良い悪いだの、能力があるだのないだのと、そういう感想めいたことと、こういうことがあるという事実を結びつけないようなしゃべり方をしないといけないというのは、いつも気を付けています。

松本

たしかに、事実として伝えるのは大事だと思いますし、一部の人だけじゃなくて、みんなが(そういうことに遭遇する)その可能性があるんだよということで話をしないと。先ほどの、一部の人が良くないからこんなことになってしまったんじゃないかとか、失敗したとか、そういうのはいけないなと。

平野 Ż校でしゃべることは無かったかもしれませんが、私は、「出会い系サイト」

の相談をすごくよく受けるんですけれども。よく言われるのが、「なんで私、こんな(手口)のに引っかかるんやろ、私あほや」と、自分でおっしゃるんですけれど。いつもその時言うのは、普段入ってくる迷惑メールがありますよね。普段、何もないときに見ていても「こんなの、引っかかるはずがない」と思っているんです。でも引っかかる瞬間というのは、その人がというのではなくて、その時の状況とかで、(同じ迷惑)メールが、いろいろ見え方が全然違ってくるんです。例えば、その時たまたまお金に困っていたとか。そういうところの心理というのがあるんで、だから、誰にでも、そんな悪質な情報というのは、常に幅広く回っていて、そのタイミングと状況によって、心の隙をつかれるので。これは、その時その時「大丈夫だ」と思っていても、心理の隙のような所をつかれるので、人によっても、同じ人でも、時と場合によって騙されるというか、被害にあう可能性は十分あると、そういうようなことを、僕は相談者に説明しています。「別にあなたが悪いわけじゃない」と話します。

古川 ありがとうございました。事実を事実として伝えて、自分の価値をあまりそこにいれずに、今後どういうふうに相談やアクセスをしていくのかを伝えていくことが大事なのかなと思います。

他はありませんでしょうか。登壇者の方は、別の登壇者の方にこれを聞いてみたいとか、なにかございませんでしょうか?

- 小牧 Q:京都の連続授業の取り組みというのは、他の会とか他の都道府県の方が、自分のところでできるかなと、すごく思っていらっしゃると思うのですけれども、 秘訣のようなものがあれば、ご披露いただきたいと思います。
- 浅井 秘訣と言われると、なかなか難しいのですが。ただ、もともと法教育委員会としては、シリーズ授業をぜひともやりたいと思っていて、毎年毎年講座の案内を出させていただいた。それと、企画部の予算の中で、法教育というのはかなりウエートを占めた予算組みをしているので、予算配分の中で、シリーズ授業(の依頼)が何回か入ったとしても、何とか対応できるくらいの予算枠は取れていたのかなと。それと、それほど応募がなかったということ。今後たくさん応募が来た時にどうするのか、というのがこれからの課題なんですが。ただ、あくまでも授業に関しては、東稜高校で一つのシリーズができたということがありますので、それを派生させることによって、これからはそれほど難易度が高くなく、授業ができるんじゃないかと思っています。あと、予算については、委員長を含めて、今後の応募があってから考えていくということになります。
- 松本 シリーズで授業にでていくというと、本業との兼ね合いの中で大変じゃないかと心配をしてしまうのですが、そのへんはいかがだったのでしょうか?
- 浅井 ハイ、私は本業がたいして忙しくないので。(笑) あらかじめ日程的なところは、学校の方から事前にいただいているので。委員会の中での講師、また委員会以外で講師を担当される方というのは、あらかじめ登録いただいていますので、その中からその日行ける方という形で、応募をさせていただいて。かつ、全クラス同じ授業ということになりますので、レジュメとかマニュアル関係とかは、基本、人前でしゃべることができる人であればできるくらいの内容には落とし込んであるので、そういった意味では十分対処はできるのかなと思っています。
- 竹中 学校側の秘訣っていうのは、以外にハードルは低いんじゃないかと思うんですよ。3回とか4回とかは。これが10回になると違うのですが、3回や4回であ

れば、「総合的な学習の時間」またはロングホームルームに落とし込むことがそんなに難しいことではないと思います。問題は、おそらく本業との関わりがたぶん、一番重いんじゃないかと、私は想像しています。ものすごく拘束時間の長い授業だと思うんですよ。1時間の授業をするのに、そのために何回か会議をもって、レジュメを作って、資料を作ってということをされていますので。そのことと本業との関係の整合性をつけることが、一番しんどかったんじゃないかなと。その点では、京都司法書士会のみなさんのご尽力というのは、本当にありがたいなというふうに思います。学校は、条件をある程度明確に提示したらたぶん大丈夫。たとえば3回にしましょう、または4回にしましょう、内容はこういままま、この日のこの時間にしましょう、こういった生徒たちですよ、こういう条件ですよ、こういう小道具が要りますよ、というのを最初に明確に申し上げたのが良かったかなと思います。

- 古川 ありがとうございました。私、司法書士の立場から考えると、学校の先生の方がハードルが高いのではないかと思えてしまって。たとえば、今、何とか教育、食育教育ですとか、防災教育とかいっぱいありますけれど、法教育ばかりに集中的に授業を取ってしまって、他の先生から法教育ばかりずるいのじゃないかみたいな、そのようなことはないのでしょうか?
- 竹中 すべてのこと、学校で何をするかということは、学校の選択なんですね。防災教育も食育もそうなんですけれども、学校の中で自分の生徒を見たときに何が必要かというのを選ぶのが、学校の選択ですね。学校が、子どもたちにこれが必要だという、カッコ良く言えば「信念」なんですが。そこまでたいそうなことを言わなくても、「これ要るやろ」という具合の、先程パンフレットに書かせえていただいたような「人間力」とか何とかと書いてある学校の経営計画というか、学校の目標みたいなものが、わりあい本校の場合は明確であったことがよかったと思います。あれもこれもという学校は、少ないと思いますよ。うちの学校の生徒にはこれというのは、多くの学校が思っていると思います。
- 古川 そういうふうに思っていて下さる学校であれば、こちら(司法書士)はそんなに考えなくても、ご相談に寄らせていただいて、シリーズ授業の提案をさせていただければ、東稜高校さんのようにうまくいくということでしょうか。
- 平野 ネットワーク作りとか、顔の見える関係とか、これから他の学校とも、近くの 学校とは連携をしていきたいと考えたときに、学校によっても違うかもしれない ですけれども。法律教室を開催するというのは、どこから(意見が)あがってくるのか、どういう立場の先生が決められるのか。みんなで会議で決めるのか。そういうのを知っていたら、話をするときにいいのかなと思うのですが、どうですか。だれが意思決定するのかということです。
- 松本 小学校の場合は、学年(の担任団)が中心に動いていますので、学年の先生で 共通理解をして、是非こういう先生を呼びたい、こういう授業がしたいというこ とにあれば、だいたいまあOKということだと思います。
- 竹中 京都府の府立高校の場合は、各分掌、担任は学年ごと1年、2年、3年、それから時間割がらみの教務部、進学・就職の進路指導部、生徒指導部、保健室の保健部、学校の宣伝とかをやる総務部、それぞれ分掌がありますので。本校の場合は、これをどこ(の分掌が担当)でやるかという話が出てきたときに、「総合的な学習の時間」だから教務部だねというのが先に決まった。だから、教務部と学年とが調整しながらやっていくということがまず決まりました。後は、誰がやる

かだけでしたので、後は教務部長の私が動くことになりました。

学校によっては、「総合的な学習の時間」を主務とする分掌が、進路指導部が 担当するところもあると思うんですよ。あるいは、総務部というところが持って いる場合もあると思うので、学校によって違います。

浅井

確かに、京都(司法書士会)でいろいろな学校に案内を送って反応があるのは、 いろんな部署があります。生徒指導部からくる場合もあれば、社会科の教諭から くるケースもありますし、教務からくる場合もあります。

松本

小学校の場合も同じで、校務分掌の方に行く場合もあれば、学年に行く場合もあります。例えば、教材が5年生とか6年生に決まっているのであれば、その学年の先生宛てに出すっていうのが直接そこに行きますので良いと思います。それ以外の場合は、文書自体が止まってしまって、書類入れに入ってしまっていたということもあるかもしれません。内容によって分けても良いんじゃないかと思います。それから、どういうのが入りやすいかということであれば、情報モラル系ですね。情報モラル系の法教育を考えると、非常に入りやすい。こういう教材があるのですけれどもと話したら、たぶん「ああ、それは是非やってほしいですね」と、なりやすいと思います。というのは、携帯なり、パソコンなり、メールなりで、いろんな問題が身近な所にあるんですね。そうすると、教師の方が是非やっておかないといけないということで、すごく情報モラル教育に取り組んでいるところがあります。そういう入りやすいところからアプローチすると良いのかなと思います。

古川

私たちは、司法書士の世界しか知らないので、学校の中でどういうふうに物事が進んでいくのかということをこうして教えていただくと、取り組みにあたってのハードルが少し下がるのかなと思います。

では、今日、ご登壇いただいた方に、最後に一言ずつお願いしたいと思います。

小牧

やっぱり、みなさん、今日、お聞きいただいて、「対話」というのが大事かなと。学校の先生はこんな風に考えている、司法書士はこんなふうに考えていると、いろいろ思い違いがあったということにお気づきになったかもしれませんし。そういうところを接着剤のようにつなぎ合わせていくのがネットワークなのかなと。そういうことを改めて感じました。今日はどうもありがとうございました。

浅井

今日は、主に京都司法書士会のシリーズ授業のお話をさせていただいてきたんですけれど。原点にかえって、司法書士が法教育をやるっていうことの考えなんですが。我々、いつも思っているのが、法教育ってかまえる必要性はなくて、普通に来た相談の方々、その方々の相談に応じること自体が法教育なのかなと思っています。

よく司法書士は「街の法律家」と言われていますけど、じゃあ、どれだけ街におつきあいがあるのと。たとえばPTA、町内会、色々な行事、我々が司法書士っていうのを地域の方が認識されているのかと思ったら、まだまだ少ない部分があるかなと。そういった意味で、西脇さんと私なんかは、地域におりすぎて、どこでも色々な役を引き受けてしまって、PTAやら町内会やら色々なことをやっているんですけれども。ここに来ておられる先生方が、おうちに帰られたときに、「街の法律家」になっているかということを考えていただいたうえで、近所の人との「対話」を含め、どんどんそういう広がりを持っていただいたら、町内会でも講演はできるでしょうし、PTAでも簡単にそういった講演ができるかなと思っています。

今日は学校の先生との「対話」ということで、やはりこういったきっかけをも

とに、ずっと連続して関係性を維持しながら発展していくというのは、こういった司法書士法教育ネットワークのあり方なのかなと思っていますので、ぜひ、今後ともこういった形でご協力いただければと思っています。

竹中

何度も、何度も申し上げて、まだ申し上げる数が少ないなと思うのが、本校に4回も来ていただいて、あの生徒たちにあきもせず、耐えて忍んで4回授業をしていただいた司法書士の先生方に、本当にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

学校全体のことを申し上げると、今、どこの学校でもそうだと思いますが、意外に閉鎖的ではなくなっております。今、高等学校にせよ、中学校にせよ、小学校にせよ、今、私どもに求められているのは、閉鎖的な学校ではなくて開かれた学校づくりで、かつ、開かれた中で、外から入ってきた人を受け入れる度量とともに、みんなで子どもたちを育てていく、世の中に送り出していくという、そういう観点がどこの学校でも求められていますし、かつ、そのように動いております。ですので、司法書士の先生方には、決して高等学校への校門は敷居が高いとか思っていただかずに、今後とも学校にご協力いただきけたらありがたいなと思っています。ありがとうございました。

松本

私の学校でも、開かれた学校というのは目標になっていて、いろいろな方が学校へ入っていただいたり、支援をしていただいたりしております。入りやすくなっていると思っていますので、よろしくお願いします。今日発表した内容につきましては、法務省のホームページにも出ておりますので、また機会がありましたら、ご覧になってください。

http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01_00098.html 今日はどうもありがとうございました。

平野

今日はありがとうございました。私の報告では、「顔の見えるネットワーク作 り」ということで、「街の法律家」と浅井さんも言っておられましたが、僕は一 歩進んで、「かかりつけ法律専門家」みたいなことが大事だと言っているのです が。ようは、お医者さんみたいな、ホームドクターのような感じで、何時でも何 でも、気軽に話が聞けると。特に、一般の相談の方がいきなり来るということは あまりないんですが、こういう法教育でいうと、学校の先生というのは同じ支援 者の立場なのかなと。認知症の関係でいうと、介護職とか医療専門職というのは、 この人を支える同じ支援者であると。法教育でいくと、子どもたちを支える同じ 支援者だと、同じような位置づけになるのかなと。支援者同士の相互連携という のは、いつでも気軽に声をかけられる、そういう関係が必要かなと思っています ので。認知症の場合ですと、本当にいつでも電話かかってくるんですよ。何かわ からへんことがあったら。僕も電話をしますし。学校もたいへんでしょうが、こ んな関係が(学校の)外で作れたらいいなと。そのためには、こういう法教育も そうですけど、法教育の時だけじゃなくて、定期的に集まりが何か持てたらいい なと思っているのですが。こういうのが実現できたらいいなと思っています。今 日はどうもありがとうございました。

古川

登壇者の皆様、ありがとうございました。やはり、キーワードは「対話」なのかなと思います。つたない司会でしたが、皆様のおかげで無事研究会を進めてまいることができました。心より5感謝を申しあげます。それではこれをもちまして、司法書士法教育ネットワーク・第4回定時総会・記念研究会を終了したいと思います。ありがとうございました。

(終)